

名取市復興推進計画

平成30年11月5日

令和3年4月1日変更

作成主体の名称：名取市

1. 復興推進計画の区域

名取市

2. 復興推進計画の目標

本市は、平成23年3月11日の東日本大震災により、沿岸部を中心に、死者885名、行方不明者38名、家屋被害16,616棟という極めて甚大な被害が生じた。死者・行方不明者は、ほとんどが津波の被害であり、閉上地区の海から1km以内の木造住宅は、ほぼ全て流出した。

この震災により大きな被害を受けた市民生活の早期再建をはじめとして、地域の社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧と、半世紀にわたり築き上げてきた本市の魅力回復と拡大など、市民の皆様とともに計画的な復興に取り組んでいくための指針として「名取市震災復興計画」を策定し、社会基盤の再生や持続可能な都市づくりに取り組んでいる。

特に、壊滅的な被害を受けた本市閉上地区の一部においては、津波被害を教訓に災害に街を再構築することはもちろんのこと、地区全体での防災力を高め、安心して暮らせるまちを現地再建すべく、被災市街地復興土地区画整理事業を進めている。土地利用計画においては、まちの中心に公民館を配置、子育て施設を集約、県道が交差する地点に商業施設用地を設ける等、利便性の高いコンパクトなまちを形成することを掲げている。

また、いかに生業の再開や地域経済、活力、雇用の回復につなげていくことが、まちの再建には重要だと捉え、企業集積や雇用の創出が進む好循環をつくっていくことを目指している。

住まいの復興を優先に取り組んできたことにより、平成30年12月には全ての災害住宅が完成するが、日常生活を支える機能の充実が急務となっている。震災前より人口が半減した閉上地区の現在の状況において、今後は、伝統を継承しつつ定住促進と交流人口拡大を図り、賑わいのあるまちであり続けるよう、地域雇用の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標のために推進しようとする取組の内容

商業関連産業、医療・福祉等サービス産業の集積

被災市街地復興土地区画整理事業等による住環境整備の進展に合わせて、地域住民の

日常生活を支える機能や、より豊かにする機能の充実が必要であり、地元住民はもとより、これから居住を求める方々にも“住んでみたい”“住み続けたい”と実感できるまちづくりをしていくために、日常生活を充足させる小売業等の商業関連施設や、子育て世代や高齢者のニーズに対応する医療・福祉施設、また、地域の将来を担う子供たちの教育面にも配慮した学習施設等の集積を促進する。

4. 復興産業集積区域の区域

閑上地区復興産業集積区域（別添 2-1、2-2 に記載の区域）

※ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

5. 計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第 2 条第 3 項第 2 号イの復興推進事業

①復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

ア 下記イの業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

閑上地区復興産業集積区域

イ 上記アの復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

561 総合スーパー

569 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）

603 医薬品・化粧品小売業

6091 ホームセンター

622 銀行（中央銀行を除く）

823 学習塾

83 医療業

85 社会保険・社会福祉・介護事業（851 社会保険事業団体、852 福祉事務所、853 児童福祉事業、8591 更生保護事業を除く。）

②集積の形成及び活性化の効果

被災市街地復興土地区画整理事業区域内において、住民生活するうえで不足する商業・サービス施設等が集積することにより、区域内での定住促進が図られるとともに、雇用が増加する。

③雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

名取市域において津波浸水により直接の被害が生じた地域で別添 3 に図示する地域を雇用等被害地域として設定。雇用等被害地域を含む市町村は名取市。

【設定の理由】

名取市では、東日本大震災により、地震による大きな揺れとその後の大津波により、沿岸部の広範囲にわたり浸水し、死者・行方不明者数が923人に達し、著しい住家被害を受ける等、大規模な被害が生じた。

産業については、農業被害が甚大であり、農地の約52.2%にあたる約1,561haが浸水し、農業施設についても大規模な被害が生じた。

また、商工業については特に閑上地区の被害が甚大であり、津波被害によりほぼ全ての事業所・店舗・工場が全壊流出するなど壊滅的な被害を受けた。令和2年7月に本計画を活用し、総合スーパーが出店したこと等により商業機能については取り戻しつつあるが、震災後10年を経過した現在においても、事業者数9.4%の回復率となっている。

同地区では、職住近接による利便性の高いコンパクトなまちづくりを目指すために必要となる集積業種の集積がまだ進んでいない状況である。

(別添4参照)

④①のアの復興産業集積区域のうち、その区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの

閑上地区復興産業集積区域

⑤特別の措置

ア ①イの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第37条から第40条に基づく法第2条第3項第2号イの復興推進事業に対する税制上の特例）

イ ①イの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条の規定に基づく措置）

⑥関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 被災企業再建支援補助

被災企業に対して、中小企業等グループ施設等復旧整備補助、商業機能回復支援補助等の施設等復旧の経費の一部又は事業再開に要する経費の一部を補助する。（実施主体：経済産業省、宮城県、名取市）

イ 被災中小企業制度融資

被災中小企業が災害復旧等を行うに際して、必要となる資金の貸付を行う。（実施主体：名取市、宮城県、（株）日本政策金融公庫、地方銀行等金融機関等）

ウ 被災中小企業利子補給

被災中小企業の災害復旧等を行うに際して、制度融資を利用した場合に、その利子補給を行う。(実施主体：名取市、宮城県、(株)日本政策金融公庫、地方銀行等金融機関)

エ 被災市街地復興土地区画整理事業

住宅地、道路、公園等の整備を行い、安全な居住地の確保とコミュニティの再構築を図る。(実施主体：名取市)

オ 閑上地区まちなか再生計画

賑わい創出に向け、土地利用や施設整備、まちの魅力向上のための取り組みを推進する。(実施主体：名取市)

6. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画により、従来集積が見られなかった商業や生活に直結するサービス産業を集積し、現地再建する閑上地区の生活環境を充実させることで、地域の雇用機会の創出と持続的な地域コミュニティの維持、定住人口の確保に大きく寄与する。

7. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、特段の意見はなかった。(平成30年11月5日申請時)

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、特段の意見はなかった(令和3年4月1日申請時)